

改正

平成19年3月30日規則第30号

平成22年3月31日規則第26号

平成23年3月23日規則第4号

平成28年9月29日規則第61号

函館市栄誉賞規則

(趣旨)

第1条 この規則は、函館市栄誉賞（以下「栄誉賞」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(栄誉賞)

第2条 栄誉賞は、市民または本市に縁の深い個人もしくは団体で、本市の誇りとなる顕著な業績があり、広く市民に敬愛され、市民に明るい希望と活力を与えたものに対して贈呈する。

2 栄誉賞は、賞状とし、これに褒賞金品を添えることができる。

(受賞者の決定)

第3条 栄誉賞の受賞者は、前条の規定により栄誉賞を贈呈することが適当と認められるものについて、副市長、企業局長、教育長および総務部長の職にある者をもって組織する選考委員会の議を経て、市長が決定する。

(贈呈の時期)

第4条 栄誉賞の贈呈は、随時行う。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日規則第30号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第26号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月23日規則第4号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月29日規則第61号）

この規則は、公布の日から施行する。